

財務の状況

企業会計基準準拠決算

特殊法人等会計処理基準準拠決算

参考 特殊法人会計／企業会計の差異説明

当行は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表の作成を義務づけられております。

また、アカウンタビリティ確保の観点から、民間金融機関と同水準のディスクロージャーを行うべく、上記財務諸表に加えて、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、連結財務諸表規則という。）及び「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下、財務諸表等規則という。）に準拠した財務諸表を作成し、証券取引法第193条の2所定の監査証明に準ずる中央青山監査法人による監査証明を受けております。

「連結財務諸表規則」及び「財務諸表等規則」に準拠した財務諸表に基づき作成した「企業会計基準準拠決算」については、P71～130をご参照下さい。

また、「特殊法人等会計処理基準」に準拠した財務諸表については、P131～135をご参照ください。

企業会計基準準拠決算

決算状況	72
連結財務諸表等	72
連結貸借対照表	73
連結損益計算書	74
連結剰余金計算書	74
連結株主資本等変動計算書	75
連結キャッシュ・フロー計算書	76
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	77
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更	83
表示方法の変更	84
注記事項	84
連結貸借対照表関係	84
連結損益計算書関係	86
連結株主資本等変動計算書関係	86
連結キャッシュ・フロー計算書関係	86
リース取引関係	87
有価証券関係	88
金銭の信託関係	90
その他有価証券評価差額金	91
デリバティブ取引関係	92
退職給付関係	97
税効果会計関係	98
セグメント情報	98
連結附属明細表	99
財務諸表等	100
貸借対照表	100
損益計算書	102
利益処分計算書	103
重要な会計方針	104
注記事項	108
附属明細表	112
参考情報	113
財務諸指標	113
開示債権と引当・保全の状況	120
金融再生法開示債権の状況	121
リスク管理債権の状況	122
自己資本比率について	123
自己資本充実の状況	125

I. 決算状況

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財政状態および損益状況の概要は次の通りです(単体ベース)。

- 財政状態

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸出金12兆1,464億円に対し、負債・資本勘定では借入金7兆8,629億円、債券2兆6,716億円のほか、資本金1兆2,722億円等です。

- 損益状況

当年度中の損益は

業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	692億円
------------------	-------

経常利益	219億円
------	-------

当期純利益	751億円
-------	-------

となりました。

II. 連結財務諸表等(企業会計基準準拠)

1. 当行の連結財務諸表(企業会計基準準拠)は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠しております。

ただし、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、連結株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前連結会計年度との対比は行っておりません。

3. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の連結財務諸表については、中央青山監査法人の監査証明を受け、また、当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の連結財務諸表については、みずす監査法人の監査証明を受けております。

なお、中央青山監査法人は、平成18年9月1日付をもって名称をみずす監査法人に変更しております。

【1】連結財務諸表等

①連結貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8	12,873,226	94.06	12,089,812	92.44
有価証券	※1, 2, 7	433,021	3.16	420,860	3.22
金銭の信託		28,422	0.21	90,805	0.69
買現先勘定		150,003	1.10	223,829	1.71
現金預け金		28,187	0.20	40,264	0.31
その他資産	※7, 9	203,485	1.49	53,262	0.41
動産不動産	※7, 10	36,583	0.27	—	—
有形固定資産	※10	—	—	35,778	0.27
建物				15,095	0.12
土地				20,386	0.16
建設仮勘定				—	—
その他の有形固定資産				296	
無形固定資産		—	—	1	0.00
債券繰延資産		2,610	0.02	—	—
支払承諾見返	※11	161,567	1.18	273,965	2.09
貸倒引当金		△199,702	△1.46	△146,626	△1.12
投資損失引当金		△31,462	△0.23	△3,093	△0.02
資産の部合計		13,685,943	100.00	13,078,861	100.00

負債、少数株主持分及び資本の部

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
債券		2,261,799	16.53	2,671,644	20.43
借入金		9,004,474	65.79	7,923,935	60.59
その他負債		211,104	1.54	192,475	1.47
賞与引当金		1,658	0.01	1,617	0.01
退職給付引当金		30,887	0.23	29,558	0.23
支払承諾	※11	161,567	1.18	273,965	2.09
負債の部合計		11,671,492	85.28	11,093,197	84.82
少数株主持分		4,111	0.03	—	—
資本金		1,272,286	9.30	—	—
利益剰余金		734,637	5.37	—	—
その他有価証券評価差額金		3,415	0.02	—	—
資本の部合計		2,010,339	14.69	—	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計		13,685,943	100.00	—	—
(純資産の部)					
資本金		—	—	1,272,286	9.73
利益剰余金		—	—	809,898	6.19
株主資本合計		—	—	2,082,184	15.92
その他有価証券評価差額金		—	—	21,539	0.16
繰延ヘッジ損益		—	—	△122,294	△0.93
評価・換算差額等合計		—	—	△100,754	△0.77
少数株主持分		—	—	4,234	0.03
純資産の部合計		—	—	1,985,663	15.18
負債及び純資産の部合計		—	—	13,078,861	100.00

②連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益		386,117	100.00	348,723	100.00
資金運用収益		367,600		329,480	
貸出金利息		365,949		325,844	
有価証券利息配当金		1,640		2,450	
買現先利息		6		707	
預け金利息		4		92	
その他の受入利息		0		385	
役務取引等収益		2,430		4,051	
その他業務収益		4		—	
その他経常収益		16,082		15,192	
経常費用		319,407	82.72	325,716	93.40
資金調達費用		271,421		236,812	
債券利息		30,920		33,973	
借入金利息		221,070		179,674	
その他の支払利息		19,430		23,164	
役務取引等費用		54		65	
その他業務費用		1,737		2,038	
営業経費		25,825		25,354	
その他経常費用 ※1		20,368		61,445	
経常利益		66,710	17.28	23,007	6.60
特別利益		25,767	6.67	53,008	15.20
動産不動産処分益		653		—	
固定資産処分益		—		0	
償却債権取立益		7,414		5,875	
貸倒引当金戻入益		17,699		47,133	
特別損失		349	0.09	56	0.02
動産不動産処分損		12		—	
固定資産処分損		—		56	
減損損失 ※2		337		—	
税金等調整前当期純利益		92,128	23.86	75,960	21.78
法人税、住民税及び事業税		2	0.00	661	0.19
法人税等調整額		△20	△0.01	10	0.00
少数株主利益(△は少数株主損失)		△125	△0.03	27	0.01
当期純利益		92,231	23.89	75,260	21.58

③連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
		金額	
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		653,043	
利益剰余金増加高		92,231	
当期純利益		92,231	
利益剰余金減少高		10,636	
国庫納付金		10,636	
利益剰余金期末残高		734,637	

④連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)							
	株主資本			評価・換算差額等			少数株主 持分	純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	その他	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等		
				評価差額金		合計		
平成18年3月31日残高	1,272,286	734,637	2,006,923	3,415	—	3,415	4,111	2,014,451
連結会計年度中の変動額								
当期純利益	—	75,260	75,260	—	—	—	—	75,260
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	18,124	△122,294	△104,170	122	△104,047
連結会計年度中の変動額合計	—	75,260	75,260	18,124	△122,294	△104,170	122	△28,787
平成19年3月31日残高	1,272,286	809,898	2,082,184	21,539	△122,294	△100,754	4,234	1,985,663

⑤連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
		金額	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		92,128	75,960
減価償却費		851	779
減損損失		337	—
連結調整勘定償却額		△1	—
負ののれん償却額		—	△20
貸倒引当金の増加額		△17,699	△47,168
投資損失引当金の増加額		10,847	△44
賞与引当金の増加額		6	△40
退職給付引当金の増加額		△1,330	△1,329
資金運用収益		△367,600	△329,480
資金調達費用		271,421	236,713
有価証券関係損益(△)		△1,411	47,077
金銭の信託の運用損益(△)		△965	△1,349
為替差損益(△)		△0	△0
動産不動産処分損益(△)		△641	—
固定資産処分損益(△)		—	56
貸出金の純増(△)減		918,698	773,633
債券の純増減(△)		266,582	410,555
借入金の純増減(△)		△1,210,325	△1,080,539
買現先勘定の純増(△)減		△42,004	△73,825
資金運用による収入		375,742	334,315
資金調達による支出		△274,817	△236,130
その他		△1,011	△80,579
小計		18,807	28,583
法人税等の支払額		△795	△27
法人税等の還付額		—	321
営業活動によるキャッシュ・フロー		18,012	28,877
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△89,980	△314,948
有価証券の償還による収入		50,349	357,050
金銭の信託の増加による支出		△25,525	△64,674
金銭の信託の減少による収入		2,205	3,609
動産不動産の取得による支出		△188	—
有形固定資産の取得による支出		—	△445
動産不動産の売却による収入		700	—
有形固定資産の売却による収入		—	2
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による収入		7	90
投資活動によるキャッシュ・フロー		△62,431	△19,317
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資金の受入れによる収入		56,825	—
国庫納付による支払額		△2,836	△1,179
少数株主への配当金支払額		△129	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		53,858	△1,179
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△0	0
V 現金及び現金同等物の増加額		9,439	8,381
VI 現金及び現金同等物の期首残高		18,429	27,869
VII 現金及び現金同等物の期末残高		27,869	36,250

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 3社 DBJ事業投資(株) 新規事業投資(株) (有) DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ (有) DBJコーポレート・メザニン・パートナーズは支配権の獲得により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、DBJ事業再生投資(株)は平成17年6月、DBJ事業投資(株)に社名変更しております。 (2) 非連結子会社 2社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。 (3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 (株) 苫東、新むつ小川原(株) (子会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環と	(1) 連結子会社 9社 DBJ事業投資(株) DBJコーポレート投資事業組合 DBJ新産業創造投資事業組合 DBJ事業価値創造投資事業組合 DBJストラクチャード投資事業組合 (有) DBJコーポレート・メザニン・パートナーズ DBJクレジット・ライン(株) 新規事業投資(株) 新規事業投資1号投資事業有限責任組合 当連結会計年度より「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取り扱い」(企業会計基準委員会 平成18年9月8日 実務対応報告第20号)を適用したことにより、当連結会計年度よりDBJコーポレート投資事業組合、DBJ新産業創造投資事業組合、DBJ事業価値創造投資事業組合及びDBJストラクチャード投資事業組合を新たに連結の範囲に含めております。なお、DBJ事業再生投資事業組合は平成19年3月、DBJコーポレート投資事業組合に社名変更しております。 (2) 非連結子会社 8社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資 (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。 (3) 他の会社等の議決権の100分の50超を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を子会社としなかった当該他の会社等の名称 同左 (子会社としなかった理由) 同左

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	して出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。	
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス (4) 持分法非適用の関連会社 4社 (株)テクノロジー・アライアンス・インベストメント イノベーションカーブアウトファンド一号投資事業有限責任組合 (株)日本エネルギー投資 (株)あすかDBJパートナーズ 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、(株)エイ・ディー・ディー、(株)大川荘、隠岐空港	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左 (2) 持分法適用の関連会社 同左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 8社 あすかDBJ投資事業有限責任組合 (有) GADフィナンシャル・サービス UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合 UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合 bhp有限責任事業組合 DBJみらい創造投資(有) 合同会社DBJ WBS FUNDING 合同会社DBJ日本海投資 (4) 持分法非適用の関連会社 15社 (株)テクノロジー・アライアンス・インベストメント イノベーションカーブアウトファンド一号投資事業有限責任組合 (株)日本エネルギー投資 (有)日本エネルギーキャピタル (株)あすかDBJパートナーズ 地上の星投資事業有限責任組合 知財開発投資(株) 知財開発1号投資事業有限責任組合 Bridgehead(株) ヘルスケアマネジメントパートナーズ(株) 合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン DBJ野村インベストメント(株) 都市再生プライベートファンド投資事業有限責任組合 合同会社トリニティヘルスケアファンド (有)エナジーバンクマネジメント 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社を関連会社としなかった当該他の会社等の名称 アドバンスねやがわ管理(株)、石狩開発(株)、岩手トラックターミナル(株)、(株)エイ・

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	ターミナルビル(株)、(株)加西北条都市開発、 (株)柏崎情報開発センター、川西都市開発(株)、 釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給公社、(株)け いはんな、(株)さくら野百貨店、(株)札幌エネ ルギー供給公社、(株)テクノ・シーウェイズ、東 北水力地熱(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠 頭(株)、新潟原動機(株)、新潟トランス(株)、 日本海エル・エヌ・ジー(株)、函館山ロープウェ イ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開発(株)、 北海道トラックターミナル(株)、マイルストーン ターンアラウンドマネジメント(株)、(株)幕張 メッセ、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開発(株)、 山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚内港湾施 設(株) (関連会社としなかった理由) 当行の主たる目的である資金供給業務の一環と して出資したものであり、営業、人事、資金そ の他の取引を通じて出資先の支配を目的とする ものではないためであります。	ディー・ディー、(株)大川荘、(株)加西北条都 市開発、(株)柏崎情報開発センター、川西都市 開発(株)、釧路重工業(株)、(株)釧路熱供給 公社、(株)けいはんな、(株)札幌エネルギー供 給公社、(株)サンサー・インターナショナル・ テクノロジー、W.R.Hambrecht&Co.JAPAN (株)、(株)テクノ・シーウェイズ、東北水力地 熱(株)、苫小牧港開発(株)、苫小牧埠頭(株)、 日本海エル・エヌ・ジー(株)、函館山ロープ ウェイ(株)、浜松都市開発(株)、北海道機械開 発(株)、北海道トラックターミナル(株)、幕張 メッセ(株)、三沢空港ターミナル(株)、室蘭開 発(株)、山形熱供給(株)、留萌港開発(株)、稚 内港湾施設(株) (関連会社としなかった理由) 同左
3. 連結子会社の事業年度等 に関する事項	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 3社	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 9社
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券につ いては移動平均法による償却原価法(定額法)、そ の他有価証券のうち時価のあるものについて は、連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定)、 時価のないものについては、移動平均法による 原価法又は償却原価法により行っております。 また、投資事業組合等への出資金については組 合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期 間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損 益のうち持分相当額を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、 全部資本直入法により処理しております。 (会計方針の変更) 「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる 可能性のある部分を含まない複合金融商品)に 関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12 号平成18年3月30日)が公表され、平成18年3 月31日以降に終了する連結会計年度から適用 することができることとされました。これに伴 い、当連結会計年度から同適用指針を適用して おります。これにより、税金等調整前当期純利 益は102百万円増加しております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券 については移動平均法による償却原価法 (定額法)、その他有価証券のうち時価の あるものについては、連結決算日の市場 価格等に基づく時価法(売却原価は主と して移動平均法により算定)、時価のない ものについては、移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 また、投資事業組合等への出資金につ いては組合等の事業年度に係る財務諸表及 び中間会計期間に係る中間財務諸表に基 づいて、組合等の損益のうち持分相当額 を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額につ いては、全部純資産直入法により処理し ております。 (ロ) 金銭の信託において信託財産を構成して いる有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同 じ方法により行っております。

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(3) 減価償却の方法 動産不動産 当行及び連結子会社の動産不動産は、定率法（ただし建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年	(3) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物付属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年 ②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
	(4) 繰延資産の処理方法 ①債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 ②債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	(4) 繰延資産の処理方法 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,546百万円であります。	期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は56,267百万円であります。 (追加情報) 上述の「上記以外の債権」については、従来、倒産確率を基礎として予想損失額を算定する方法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、貸倒実績額より算出された将来の予想損失率に基づいて計上する方法に変更しました。この変更は、貸倒実績額に関するデータが蓄積されたことによるものであります。 この変更に伴い、従来の方法に比較して、「貸倒引当金戻入益」が17,738百万円増加し、その結果、「税金等調整前純利益」及び「当期純利益」がそれぞれ17,738百万円増加しております。
(6) 投資損失引当金の計上基準 時価のない有価証券に対し、投資に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左
(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。	(8) 退職給付引当金の計上基準 同左

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建の資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同左
	(11) 重要なヘッジ会計の方針 ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。	(11) 重要なヘッジ会計の方針 ①ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。
	(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	連結調整勘定は発生年度において一括償却しております。	—
7. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	—	のれん及び負ののれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額的に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

	前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
8. 利益処分項目等の取扱いに関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。	—
9. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。	同左

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の運用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は337百万円減少しております。なお、銀行業においては、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,103,723百万円であります。なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び長期信用銀行法施行規則により作成しております。 (投資事業組合に関する実務対応報告) 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は3,951百万円、「その他負債」中の前受収益は1,632百万円それぞれ減少し、「社債」は同額増減しております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

表示方法の変更

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
—	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。 (連結貸借対照表関係) (1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。 (3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。 (連結損益計算書関係) 連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理していましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常収益」中「その他経常収益」に含めております。 (連結キャッシュ・フロー計算書関係) 「動産不動産処分損益(△)」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式205百万円及び出資金1,339百万円を含んでおります。 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは150,003百万円であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,313百万円、延滞債権額は111,720百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式468百万円及び出資金13,498百万円を含んでおります。 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは223,829百万円であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,562百万円、延滞債権額は64,065百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89,301百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は205,335百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券119,652百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は413百万円であります。 ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、214,022百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは53,636百万円であります。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は156,837百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10,138百万円であります。 ※10. 動産不動産の減価償却累計額 20,003百万円 ※11. ー	また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は28百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,624百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は145,280百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,705百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は399百万円であります。 ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、331,130百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは97,695百万円であります。 ※9. ー ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 20,355百万円 ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は130百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
※1. その他経常費用には、貸出金償却5,350百万円、貸出債権の売却に係る損失591百万円、株式等償却1,568百万円及び投資損失引当金繰入額10,802百万円を含んでおります。		※1. その他経常費用には、貸出金償却2,982百万円、貸出債権の売却に係る損失890百万円、株式等償却47,713百万円及び投資損失引当金繰入額112百万円を含んでおります。	
※2. 減損損失 当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。		※2. ー	
用途	種類	場所	金額 (百万円)
遊休	土地	長野県大田市	4
	建物		
	動産	神奈川県川崎市	332
計			337
(経緯)			
上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。			
(グルーピングの方法)			
全社をひとつの資産グループとし、処分予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。			
(回収可能価額の算定方法等)			
正味売却価額、不動産鑑定評価基準			

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) 国庫納付金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する国庫納付金のうち、国庫納付金の納付日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	国庫納付金(百万円)	基準日	納付日
平成19年5月10日 決算役員会	2,499	平成19年3月31日	平成19年5月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
平成18年3月31日現在	(単位：百万円)	平成19年3月31日現在	(単位：百万円)
現金預け金勘定	28,187	現金預け金勘定	40,264
定期性預け金等	△300	定期性預け金等	△4,000
財務代理人への信託金	△18	財務代理人への信託金	△14
現金及び現金同等物	27,869	現金及び現金同等物	36,250

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	
・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年 度末残高相当額		・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年 度末残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	773百万円	動産	724百万円
その他	277百万円	その他	277百万円
合計	1,051百万円	合計	1,002百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	362百万円	動産	430百万円
その他	127百万円	その他	151百万円
合計	490百万円	合計	582百万円
年度末残高相当額		年度末残高相当額	
動産	410百万円	動産	294百万円
その他	149百万円	その他	125百万円
合計	560百万円	合計	419百万円
・ 未経過リース料年度末残高相当額		・ 未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	227百万円	1年内	215百万円
1年超	339百万円	1年超	210百万円
合計	566百万円	合計	426百万円
・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	305百万円	支払リース料	246百万円
減価償却費相当額	296百万円	減価償却費相当額	237百万円
支払利息相当額	10百万円	支払利息相当額	8百万円
・ 減価償却費相当額の算定方法		・ 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に よっております。		同左	
・ 利息相当額の算定方法		・ 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息 法によっております。		同左	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
・ 未経過リース料		・ 未経過リース料	
1年内	一百万円	1年内	一百万円
1年超	一百万円	1年超	一百万円
合計	一百万円	合計	一百万円

(有価証券関係)

※「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I. 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	43,230	43,089	△140	185	326
その他	—	—	—	—	—
合計	43,230	43,089	△140	185	326

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	110	95	△15	—	15
債券	194,226	192,543	△1,683	32	1,715
国債	191,226	189,645	△1,580	32	1,613
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	3,000	2,897	△102	—	102
その他	—	—	—	—	—
合計	194,337	192,638	△1,698	32	1,730

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位:百万円)

	売却原価	売却額	売却損益
社債	349	349	—

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	13,096	2,982	3

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	783
その他有価証券	
非上場株式	139,495
非上場社債	—
その他	56,873

7. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、連結子会社が保有し、従来満期保有目的に区分していた債券2,049百万円について一部売却を致しました。これにより当該有価証券につき、満期保有目的の債券からその他有価証券へ保有目的を変更しております。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	99,154	80,340	54,165	2,897
国債	90,120	50,360	49,165	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	9,033	29,980	5,000	2,897
その他	2,049	—	—	—
合計	101,203	80,340	54,165	2,897

II. 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	44,280	44,458	178	282	103
その他	—	—	—	—	—
合計	44,280	44,458	178	282	103

(注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	18,375	31,936	13,561	13,617	55
債券	128,902	128,682	△219	282	502
国債	120,902	120,705	△196	282	479
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	8,000	7,977	△22	—	22
その他	—	—	—	—	—
合計	147,277	160,619	13,341	13,899	558

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	4,372	1,543	34

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)
(単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券	
非上場社債	15,620
その他有価証券	
非上場株式	91,430
非上場社債	21,496
その他	98,344

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)
(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	43,181	93,062	69,859	4,000
国債	19,995	50,575	50,134	—
地方債	—	—	—	—
短期社債	2,996	—	—	—
社債	20,189	42,486	19,724	4,000
その他	—	—	—	—
合計	43,181	93,062	69,859	4,000

(金銭の信託関係)

I. 前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)
(単位:百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	28,422	28,422	—	—	—

(注)「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

II. 当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	90,836	90,773	△62	27	90

(注) 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I. 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	金額
評価差額	3,453
その他有価証券	3,453
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産(又は(△) 繰延税金負債)	△29
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,423
(△) 少数株主持分相当額	△8
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	3,415

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

II. 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位: 百万円)

	金額
評価差額	21,633
その他有価証券	21,696
その他の金銭の信託	△62
(+) 繰延税金資産(又は(△) 繰延税金負債)	△66
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,566
(△) 少数株主持分相当額	△26
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	21,539

(注) その他有価証券評価差額金には、時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I. 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引及び通貨スワップ取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきましてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきましては、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各担当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,604,155	1,504,155	△44,226	△44,226
	受取変動・支払固定	1,604,155	1,504,155	37,654	37,654
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		3,208,310	3,008,310	△6,572	△6,572

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	—	—

(注) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

II. 当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では通貨スワップ取引・先物為替予約取引、信用関連ではクレジットデリバティブ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

金利スワップ取引・通貨スワップ取引及び先物為替予約取引は、将来の金利・為替の変動に伴うリスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。クレジットデリバティブ取引については債務保証業務の一環として一定のリスクの範囲内で取引を行っております。

(3) 取引の利用目的

利益の安定化を図るべく、金利スワップ取引は資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、また、通貨スワップ取引は外貨建融資及び外貨建債券発行における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。クレジットデリバティブ取引は債務保証業務の一環として利用しております。

なお、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引の会計処理にはヘッジ会計を採用しております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券

③ヘッジ方針

金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。

市場リスクとは、市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクであります。

信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクであります。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクにつきまちはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクにつきまちは、契約先を信用度の高い金融機関に限定しており、取引の再構築コスト及び取組先の信用力を常時把握するとともに、取引を複数機関に分散させております。なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額、カウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に各当理事に報告しております。

(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

「契約額等」は、デリバティブ取引における名目上の契約額または計算上想定している元本であり、その金額自体がデリバティブ取引のリスクを意味するものではありません

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,863,361	1,813,361	△13,458	△13,458
	受取変動・支払固定	1,863,361	1,813,361	4,219	4,219
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		3,726,722	3,626,722	△9,239	△9,239

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,410	—	53	53
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		2,410	—	53	53

(注) 1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・				
	デフォルト・スワップ	1,277,705	1,277,705	261	261
	売建	697,877	697,877	130	130
	買建	579,827	579,827	130	130
	その他	—	—	—	—
	合計			261	261

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：百万円)

区分		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
		金額	金額
退職給付債務	(A)	△45,000	△44,460
年金資産	(B)	14,112	14,902
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△30,887	△29,558
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	—	—
未認識数理計算上の差異	(E)	—	—
未認識過去勤務債務	(F)	—	—
連結貸借対照表計上額純額	(G) = (C) + (D) + (E) + (F)	△30,887	△29,558
前払年金費用	(H)	—	—
退職給付引当金	(G) - (H)	△30,887	△29,558

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：百万円)

区分		前連結会計年度末 (平成18年3月31日)	当連結会計年度末 (平成19年3月31日)
		金額	金額
勤務費用		1,417	1,400
利息費用		880	897
期待運用収益		△119	△493
過去勤務債務の費用処理額		—	—
数理計算上の差異の費用処理額		△1,315	△861
会計基準変更時差異の費用処理額		—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)		—	—
退職給付費用		864	942

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(単位：百万円)

区分		前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
(1) 割引率		2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率		1.0%	3.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数		発生年度に一括償却	同左

(税効果会計関係)

(単位：百万円)

前連結会計年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	180	税務上の繰越欠損金	—
未払事業税	0	未払事業税	57
投資損失引当金否認	142	投資損失引当金否認	259
その他	62	有価証券評価損	406
繰延税金資産小計	386	その他	89
評価性引当額	△386	繰延税金資産小計	812
繰延税金資産合計	0	評価性引当額	△805
繰延税金負債		繰延税金資産合計	
その他有価証券評価差額金	△29	繰延税金負債	7
その他	△20	その他有価証券評価差額金	△104
繰延税金負債合計	△50	その他	0
繰延税金資産(負債)の純額	△50	繰延税金負債合計	△104
		繰延税金資産(負債)の純額	△97

■セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

連結会社は銀行業以外に投資・組合運用事業等の事業を営んでおりますが、その事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)及び当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収支の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

I. 前連結会計年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

II. 当連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤連結附属明細表

債券明細表

(単位：百万円)

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率(%)	担保	償還期限	摘要
当行	186回 政府保証債 (国内債)	平成8年11月25日	10,000 [10,000]	—	2.90	一般 担保	平成18年11月24日	(注)2
	1回～16回 政府保証債 (国内債)	平成12年8月25日～ 平成19年2月28日	423,000	613,000	0.80～2.10	一般 担保	平成22年8月25日～ 平成33年12月22日	
	65,67次 政府保証債 (外国債)	平成8年12月20日～ 平成10年9月4日	75,000 [50,000]	25,000	1.81～2.875	一般 担保	平成18年12月20日～ 平成40年9月4日	(注)1
	1次～12次 政府保証債 (外国債)	平成11年11月30日～ 平成19年2月1日	664,389 (1,450,000千\$) (750,000千EUR)	848,154 (2,350,000千\$) (750,000千EUR)	1.05～6.875	一般 担保	平成22年6月21日～ 平成38年11月9日	
	186回～211回 政府引受債	平成8年5月27日～ 平成10年12月21日	109,410 [36,600]	72,810 [33,250]	1.10～3.60	一般 担保	平成17年5月20日～ 平成20年12月19日	(注)2
	1回～31回 財投機関債	平成13年9月25日～ 平成19年3月26日	980,000 [100,000]	1,115,000 [150,000]	0.40～2.63	一般 担保	平成18年9月20日～ 平成48年12月19日	
	合計		2,261,799	2,673,964				

- (注) 1. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。
2. 旧北海道東北開発公庫において発行された政府保証債及び政府引受債であります。
3. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の() 書きは外貨建債券の金額であります。
4. 「前期末残高」及び「当期末残高」欄の[] 書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
5. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	183,250	169,560	110,000	370,000	423,621

借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	9,004,474	7,908,646	1.92%	—
借入金	9,004,474	7,908,646	1.92%	平成19年12月～平成38年11月

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,229,184	1,149,792	977,618	866,367	832,097

【2】その他

該当事項はありません。

Ⅲ. 財務諸表等(企業会計基準準拠・単体)

1. 当行の財務諸表(企業会計基準準拠)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に準拠しております。

ただし、前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)は、改正前の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)は、株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前事業年度との対比は行っておりません。

3. 当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)の財務諸表については、中央青山監査法人の監査証明を受け、また、当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の財務諸表については、みずす監査法人の監査証明を受けております。

なお、中央青山監査法人は、平成18年9月1日付をもって名称をみずす監査法人に変更しております。

【1】財務諸表等

①貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科目	年度別	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
貸出金	※3, 4, 5, 6, 8	12,873,226	94.09	12,146,462	92.91
証書貸付		12,873,226		12,146,462	
有価証券	※1, 2, 7	429,587	3.14	366,469	2.80
国債		189,645		120,705	
社債		46,911		61,753	
株式		142,553		97,804	
その他の証券		50,477		86,206	
金銭の信託		28,422	0.21	27,836	0.21
買現先勘定		150,003	1.10	223,829	1.71
現金預け金		27,804	0.20	34,110	0.26
現金		3		3	
預け金		27,801		34,107	
その他資産	※7, 9	203,165	1.48	53,740	0.41
前払費用		99		92	
未収収益		52,155		48,610	
金融派生商品		3,083		3,316	
繰延ヘッジ損失		146,698		—	
その他の資産		1,127		1,721	
動産不動産	※7, 10	36,543	0.27	—	—
土地建物動産		36,161		—	
保証金権利金		381		—	
有形固定資産	※10	—	—	35,763	0.27
建物		—		15,089	0.12
土地		—		20,386	0.16
建設仮勘定		—		—	—
その他の有形固定資産		—		287	0.00
無形固定資産		—	—	0	0.00
権利金		—	—	0	
債券繰延資産		2,610	0.02	—	—
債券発行差金		2,610		—	
支払承諾見返	※12	161,567	1.18	334,965	2.56
貸倒引当金		△199,702	△1.46	△146,742	△1.12
投資損失引当金		△31,111	△0.23	△2,456	△0.01
資産の部合計		13,682,117	100.00	13,073,980	100.00

負債及び資本の部

(単位：百万円)

科目	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
債券	2,261,799	16.53	2,671,644	20.43
債券発行高	2,261,799		2,671,644	
借入金	9,004,474	65.81	7,862,935	60.14
借入金	9,004,474		7,862,935	
その他負債	211,045	1.54	191,683	1.47
未払費用	33,042		33,346	
前受収益	19,008		17,913	
従業員預り金	150		153	
金融派生商品	156,590		133,847	
その他の負債	2,253		6,421	
賞与引当金	1,658	0.01	1,617	0.01
退職給付引当金	30,887	0.23	29,558	0.23
支払承諾 ※12	161,567	1.18	334,965	2.56
負債の部合計	11,671,432	85.30	11,092,404	84.84
資本金	1,272,286	9.30	—	—
利益剰余金	734,997	5.37	—	—
準備金 ※11	1,068,918		—	—
当期末処理損失	333,921		—	—
その他有価証券評価差額金	3,401	0.03	—	—
資本の部合計	2,010,684	14.70	—	—
負債及び資本の部合計	13,682,117	100.00	—	—
(純資産の部)				
資本金	—	—	1,272,286	9.73
利益剰余金	—	—	810,163	6.20
その他利益剰余金	—	—	810,163	6.20
準備金 ※11	—	—	1,076,594	
繰越利益剰余金	—	—	△266,430	
株主資本合計	—	—	2,082,449	15.93
その他有価証券評価差額金	—	—	21,493	0.16
繰越ヘッジ損益	—	—	△122,367	△0.93
評価・換算差額等合計	—	—	△100,873	△0.77
純資産の部合計	—	—	1,981,575	15.16
負債及び純資産の部合計	—	—	13,073,980	100.00

②損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
		金額	百分比(%)	金額	百分比(%)
経常収益		385,836	100.00	345,758	100.00
資金運用収益		367,824		329,710	
貸出金利息		365,949		326,472	
有価証券利息配当金		1,864		2,449	
買現先利息		6		707	
預け金利息		4		80	
その他の受入利息		0		0	
役務取引等収益		2,430		3,405	
その他の役務収益		2,430		3,405	
その他業務収益		4		—	
外国為替売買益		4		—	
その他経常収益		15,577		12,642	
株式等売却益		2,718		776	
金銭の信託運用益		966		1,350	
その他の経常収益		11,892		10,515	
経常費用		318,574	82.57	323,759	93.64
資金調達費用		271,421		236,720	
債券利息		30,920		33,973	
借入金利息		221,070		179,674	
金利スワップ支払利息		19,383		23,067	
その他の支払利息		47		4	
役務取引等費用		54		65	
支払為替手数料		5		5	
その他の役務費用		49		59	
その他業務費用		1,737		2,025	
債券発行費		777		1,521	
外国為替売買損		3		116	
金融派生商品費用		687		30	
その他の業務費用		268		356	
営業経費		25,602		25,015	
その他経常費用		19,758		59,933	
投資損失引当金繰入額		10,710		—	
貸出金償却		5,350		2,982	
株式等売却損		—		1	
株式等償却		1,568		47,713	
金銭の信託運用損		0		0	
その他の経常費用		2,127		9,235	
経常利益		67,261	17.43	21,999	6.36
特別利益		25,767	6.68	53,223	15.39
動産不動産処分益		653		—	
固定資産処分益		—		0	
償却債権取立益		7,414		5,875	
貸倒引当金戻入益		17,699		47,017	
投資損失引当金戻入益		—		330	
特別損失		349	0.09	56	0.01
動産不動産処分損		12		—	
固定資産処分損		—		56	
減損損失 ※1		337		—	
当期純利益		92,679	24.02	75,166	21.74
前期繰越損失		426,600		—	

③利益処分計算書

(単位：百万円)

科目	年度別	前事業年度
		(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
		金額
当期末処理損失		333,921
準備金積立額 ※1		7,675
次期繰越損失 ※3		341,597

④株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	当事業年度 (自平成18年4月1日　至平成19年3月31日)								
	株主資本				評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額等 合計	
		その他利益剰余金	繰越 利益剰余金 合計	利益剰余金 合計					
平成18年3月31日残高	1,272,286	1,068,918	△333,921	734,997	2,007,283	3,401	—	3,401	2,010,684
事業年度中の変動額									
準備金の積立	—	7,675	△7,675	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	75,166	75,166	75,166	—	—	—	75,166
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—	18,092	△122,367	△104,274	△104,274
事業年度中の変動額合計	—	7,675	67,490	75,166	75,166	18,092	△122,367	△104,274	△29,108
平成19年3月31日残高	1,272,288	1,076,594	△266,430	810,163	2,082,449	21,493	△122,367	△100,873	1,981,575

重要な会計方針

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 （会計方針の変更） 「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号 平成18年3月30日）が公表され、平成18年3月31日以降に終了する事業年度から適用することができることとされました。これに伴い、当事業年度から同適用指針を適用しております。これにより、当期純利益は102百万円増加しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表及び中間会計期間に係る中間財務諸表に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし建物（建物付属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし建物（建物付属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：22年～50年 動産：3年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
4. 繰延資産の処理方法	(1) 債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。 (2) 債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。	債券発行費は、発生した期に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は95,546百万円であります。	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により引き当てております。上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は56,267百万円であります。 (追加情報) 上述の「上記以外の債権」については、従来、倒産確率を基礎として予想損失額を算定する方法を採用していましたが、当事業年度より、貸倒実績額より算出された将来の予想損失率に基づいて計上する方法に変更しました。

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
		この変更は、貸倒実績額に関するデータが蓄積されたことによるものであります。 この変更に伴い、従来の方法に比較して「貸倒引当金戻入益」が18,900百万円増加し、その結果、「当期純利益」が18,900百万円増加しております。
	(2) 投資損失引当金 時価のない有価証券に対し、投資に対する損失に備えるため将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。また、賞与引当金には、役員に対するものが含まれております。	(3) 賞与引当金 同左
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：発生年度において全額費用処理 また、退職給付引当金には、役員に対するものが含まれております。	(4) 退職給付引当金 同左
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. ヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。	① ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、繰延ヘッジ処理を採用しております。また、通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、振当処理を採用しております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券・借入金及び貸出金 b. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券 ③ ヘッジ方針 金利リスク又は為替変動リスクをヘッジするため、対象債権債務の範囲内でヘッジを行っております。

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。	④ ヘッジの有効性評価の方法 リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップ及び振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより、当期純利益は337百万円減少しております。 なお、減損損失累計額については、「長期信用銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第13号)に基づき、各資産の金額から直接控除しております。	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。 当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,103,942百万円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び長期信用銀行法施行規則により作成しております。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同実務対応報告を適用しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後に終了する事業年度から適用することになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は3,951百万円、「その他負債」中の前受収益は1,632百万円それぞれ減少し、「社債」は同額増減しております。 なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
—	「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。 (1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益(又は当期末処理損失)は、「その他利益剰余金」の「準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。 (2)純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。 (3)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
※1. 子会社の株式総額 7,612百万円 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。前連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは150,003百万円であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,313百万円、延滞債権額は111,720百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は89,301百万円であります。	※1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 23,809百万円 ※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは223,829百万円であります。 ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,562百万円、延滞債権額は64,065百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は28百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は73,624百万円であります。

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は205,335百万円であります。 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券119,652百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は381百万円であります。 ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、214,022百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは53,636百万円であります。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は156,837百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10,138百万円であります。 ※10. 動産不動産の減価償却累計額 19,997百万円 ※11. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。	なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は145,280百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※7. 為替決済等の取引の担保として、有価証券120,705百万円を差し入れております。 また、有形固定資産のうち保証金権利金は382百万円であります。 ※8. 貸出金に係る限度貸付契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。この契約に係る融資未実行残高は、331,113百万円であります。このうち、1年以内に融資予定のものは97,695百万円であります。 ※9. ー ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 20,347百万円 ※11. 当行における準備金は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づいて積み立てられているものであり、任意積立金として「利益剰余金」に計上しております。 ※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は130百万円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)				当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
※1. 減損損失				—	
当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。					
用途	種類	場所	金額 (百万円)		
遊休	土地	長野県大町市	4		
	建物				
	動産	神奈川県川崎市	332		
計			337		
(経緯)					
上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。					
(グルーピングの方法)					
全社をひとつの資産グループとし、処分予定資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。					
(回収可能価額の算定方法等)					
正味売却価額、不動産鑑定評価基準					

(利益処分計算書関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
※1. 準備金積立額は、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号)第4条第1項乃至第3項の規定に基づき計算された当期利益について、日本政策投資銀行法第41条第1項及び日本政策投資銀行法施行令第3条の規定に従い積立を行うものであります。	
※2. 次期繰越損失は、日本政策投資銀行法上当期の損失処理がなされない金額であります。	

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)		当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引		1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引	
・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期 末残高相当額		・ リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期 末残高相当額	
取得価額相当額		取得価額相当額	
動産	765百万円	動産	716百万円
その他	273百万円	その他	273百万円
合計	1,039百万円	合計	990百万円
減価償却累計額相当額		減価償却累計額相当額	
動産	361百万円	動産	427百万円
その他	126百万円	その他	149百万円
合計	487百万円	合計	576百万円
期末残高相当額		期末残高相当額	
動産	404百万円	動産	289百万円
その他	147百万円	その他	124百万円
合計	551百万円	合計	413百万円
・ 未経過リース料期末残高相当額		・ 未経過リース料期末残高相当額	
1年内	224百万円	1年内	212百万円
1年超	332百万円	1年超	206百万円
合計	557百万円	合計	419百万円
・ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		・ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	303百万円	支払リース料	243百万円
減価償却費相当額	293百万円	減価償却費相当額	235百万円
支払利息相当額	10百万円	支払利息相当額	8百万円
・ 減価償却費相当額の算定方法		・ 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に よっております。		同左	
・ 利息相当額の算定方法		・ 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各期への配分方法については、利息法によって おります。		同左	
2. オペレーティング・リース取引		2. オペレーティング・リース取引	
・ 未経過リース料		・ 未経過リース料	
1年内	—百万円	1年内	—百万円
1年超	—百万円	1年超	—百万円
合計	—百万円	合計	—百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I. 前事業年度(平成18年3月31日現在)

該当事項はありません。

II. 当事業年度(平成19年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤附属明細表

当事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は減価 償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
土地	—	—	—	20,386	—	—	20,386
建物	—	—	—	33,809	18,720	700	15,089
動産	—	—	—	1,915	1,627	75	287
建設仮払金	—	—	—	—	—	—	—
有形固定資産計	—	—	—	56,111	20,347	776	35,763
無形固定資産							
権利金等	—	—	—	11	10	0	0
無形固定資産計	—	—	—	11	10	0	0

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表科目では「土地建物動産」に計上しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金	199,702	13	5,907	47,035	146,742
一般貸倒引当金	120,170	13	—	23,133	97,049
個別貸倒引当金	79,532	—	5,907	23,931	49,692
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	31,111	1,169	28,323	1,500	2,456
賞与引当金	1,658	1,617	1,658	—	1,617
計	232,471	2,800	35,889	48,535	150,846

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………洗替による取崩額

投資損失引当金……………洗替による取崩額

【2】主な資産及び負債の内容

当事業年度末(平成19年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

①資産の部

預け金	日本銀行への預け金2,514百万円、他の銀行への預け金31,592百万円であります。
その他の証券	投資事業組合等への出資金86,237百万円その他であります。
前払費用	賃貸借契約に基づく前払費用であります。
未収収益	貸出金利息47,996百万円、有価証券利息517百万円その他であります。
その他の資産	国庫への概算納付金1,179百万円その他であります。

②負債の部

未払費用	借入金利息26,734百万円、債券利息6,145百万円その他であります。
前受収益	繰上弁済補償金繰延勘定17,015百万円その他であります。
その他の負債	貸付償還金517百万円その他であります。

【3】その他

該当ありません。

IV. 参考情報

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等回収予定

(単位：百万円)

前事業年度末残高

(平成18年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
12,920,137	1,563,451	5,617,851	4,113,904	1,624,930

(単位：百万円)

当事業年度末残高

(平成19年3月31日)	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
12,208,215	1,546,155	5,488,810	3,803,602	1,369,647

(注) 貸出金等は貸出金及び社債を指します(但し部分直接償却分を除く)。

② 貸出金等平均残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	金額	金額
貸出金	13,307,456	12,563,370
社債	40,356	49,339

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

③ 貸出金科目別期末残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	12,873,226	—	12,873,226	12,146,462	—	12,146,462
平均残高	13,307,456	—	13,307,456	12,563,370	—	12,563,370
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	12,873,226	—	12,873,226	12,146,462	—	12,146,462
平均残高	13,307,456	—	13,307,456	12,563,370	—	12,563,370

(2) 貸出金残高の状況

①業種別貸出状況(残高)

(単位：百万円)

業種別	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
	貸出金残高	貸出金残高
製造業	2,455,035	2,348,285
農林水産業	1,817	1,575
鉱業	26,813	29,002
建設業	21,466	18,428
電気ガス水道業	2,839,815	2,509,658
運輸通信業	4,639,335	4,314,485
卸売業・小売業	534,408	558,661
金融保険業	230,413	259,330
不動産業	1,273,085	1,218,389
サービス業	849,228	886,881
地方公共団体	1,808	1,763
合計	12,873,226	12,146,462

②地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」)については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くっております。これらの法人への前事業年度末の貸出金残高は1兆2,136億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	当事業年度 (平成19年3月31日)
	金額
破綻先債権	5,085
延滞債権	18,888
3ヵ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	49,414
合計	73,388

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要することに加え、経済低迷の影響で売上実績等が計画を下回った等の理由によるものです。当行といたしましては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、当該事業が継続されることにより本来の政策効果が維持されるよう努めております。

③地域別融資実績

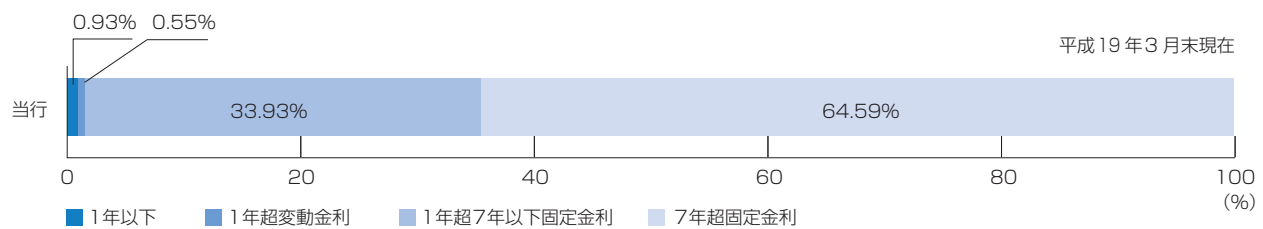
(単位：億円)

	平成19年3月末残高(構成比)
地方圏	52,834 (43.1%)
大都市圏	69,757 (56.9%)
合計	122,592 (100.0%)

(注) 1. 大都市圏とは、東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏。

2. 特殊法人等会計処理基準ベース。

④貸出金の満期別割合



(3) 借入金等の状況

①借入金等返済予定

(単位：百万円)

前事業年度末残高

(平成18年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
11,266,274	1,518,501	2,824,622	2,348,072	1,928,589	1,581,780	1,064,709

(単位：百万円)

当事業年度末残高

(平成19年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
10,534,580	1,412,039	2,391,514	2,445,449	1,550,099	1,504,823	1,230,654

(注) 借入金等は、借入金及び債券を指します。

②借入金等平均残高

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
	金額	金額
債券	2,190,653	2,420,385
借入金	9,637,990	8,560,887

(注) 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

③自行債券の発行残高

(単位：百万円)

	平成17年度末	平成18年度末
政府保証債(国内)	433,000	613,000
政府保証債(海外)	739,389	873,154
財投機関債	980,000	1,115,000
その他	109,410	72,810
合計	2,261,799	2,673,964

④自行債券の期間別残高

(単位：百万円)

前事業年度末残高

(平成18年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	10,000	—	200,000	100,000	123,000	—
政府保証債(海外)	50,000	—	100,000	233,621	150,768	205,000
財投機関債	100,000	280,000	180,000	160,000	240,000	20,000
その他	36,600	72,810	—	—	—	—
合計	196,600	352,810	480,000	493,621	513,768	225,000

(単位：百万円)

当事業年度末残高 (平成19年3月31日)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	—	—	250,000	80,000	193,000	90,000
政府保証債(海外)	—	—	258,621	75,000	259,533	280,000
財投機関債	150,000	240,000	285,000	210,000	180,000	50,000
その他	33,250	39,560	—	—	—	—
合計	183,250	279,560	793,621	365,000	632,533	420,000

(注) 借入金等は、借入金及び債券を指します。

(4) 損益の状況

① 損益の概要

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
業務粗利益	97,046	94,305
経費(除く臨時処理分)	△25,602	△25,015
人件費	△15,103	△14,891
物件費	△9,536	△9,145
税金	△963	△977
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	71,443	69,290
一般貸倒引当金繰入額	—	—
業務純益	71,443	69,290
うち債券関係損益	—	—
臨時損益	△4,181	△47,291
株式関係損益	△9,501	△46,722
不良債権処理損失	△5,941	△3,872
貸出金償却等	△5,350	△2,982
個別貸倒引当金繰入額	—	—
その他の債権売却損等	△591	△890
その他臨時損益	11,261	3,303
経常利益	67,261	21,999
特別損益	25,417	53,166
うち償却債権取立益	7,414	5,875
うち貸倒引当金戻入益	17,699	47,017
当期純利益	92,679	75,166

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益(＋国債等債券償還益)－国債等債券売却損(－国債等債券償還損)－国債等債券償却

5. 株式関係損益＝株式等売却益＋株式等償還益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額

② 営業経費の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
給与・手当	13,076	12,788
退職給付費用	864	942
福利厚生費	1,162	1,160
減価償却費	850	777
業務諸費	7,998	7,668
旅費	688	700
税金	963	977
その他	0	0
合計	25,602	25,015

(注) 「業務諸費」には、消耗品費、給水光熱費及び通信運搬費等を含んでおります。

③部門別損益の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	96,403	—	96,403	92,990	—	92,990
資金運用収益	367,824	—	367,824	329,710	—	329,710
資金運用費用	271,421	—	271,421	236,720	—	236,720
役務取引等収支	2,375	—	2,375	3,340	—	3,340
役務取引等収益	2,430	—	2,430	3,405	—	3,405
役務取引等費用	54	—	54	65	—	65
その他業務収支	△1,732	—	△1,732	△2,025	—	△2,025
その他業務収益	4	—	4	—	—	—
その他業務費用	1,737	—	1,737	2,025	—	2,025
業務粗利益	97,046	—	97,046	94,305	—	94,305
業務粗利益率	0.69%	—	0.69%	0.72%	—	0.72%

④資金運用勘定・調達勘定の分析

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)			当事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	13,990,357	—	13,990,357	13,123,926	—	13,123,926
利息	367,824	—	367,824	329,710	—	329,710
利回り	2.62%	—	2.62%	2.51%	—	2.51%
うち貸出金						
平均残高	13,307,456	—	13,307,456	13,307,456	—	13,307,456
利息	365,949	—	365,949	326,472	—	326,472
利回り	2.74%	—	2.74%	2.59%	—	2.59%
うち有価証券						
平均残高	533,289	—	533,289	534,287	—	534,287
利息	1,870	—	1,870	3,157	—	3,157
利回り	0.35%	—	0.35%	0.59%	—	0.59%
うち預け金						
平均残高	149,612	—	149,612	26,268	—	26,268
利息	4	—	4	80	—	80
利回り	0.00%	—	0.00%	0.30%	—	0.30%
資金調達勘定						
平均残高	11,830,834	—	11,830,834	10,983,354	—	10,983,354
利息	271,421	—	271,421	236,720	—	236,720
利回り	2.29%	—	2.29%	2.15%	—	2.15%
うち債券						
平均残高	2,190,653	—	2,190,653	2,420,385	—	2,420,385
利息	30,920	—	30,920	33,973	—	33,973
利回り	1.41%	—	1.41%	1.40%	—	1.40%
うち借入金						
平均残高	9,637,990	—	9,637,990	8,560,886	—	8,560,886
利息	221,070	—	221,070	179,674	—	179,674
利回り	2.29%	—	2.29%	2.09%	—	2.09%

(注) 有価証券には、投資事業組合等有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものは含んでおりません。買現先勘定は有価証券に含まれております。

⑤資金運用利益の分析

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
残高による増減	△23,587	—	△23,587	△21,767	—	△21,767
利率による増減	△34,852	—	△34,852	△16,347	—	△16,347
純増減	△58,440	—	△58,440	△38,114	—	△38,114
うち貸出金						
残高による増減	△25,641	—	△25,641	△19,336	—	△19,336
利率による増減	△33,024	—	△33,024	△20,141	—	△20,141
純増減	△58,666	—	△58,666	△39,477	—	△39,477
うち有価証券						
残高による増減	△83	—	△83	6	—	6
利率による増減	305	—	305	1,281	—	1,281
純増減	222	—	222	1,287	—	1,287
うち預け金						
残高による増減	1	—	1	△376	—	△376
利率による増減	2	—	2	452	—	452
純増減	4	—	4	76	—	76
資金調達勘定						
残高による増減	△20,441	—	△20,441	△18,265	—	△18,265
利率による増減	△25,951	—	△25,951	△16,436	—	△16,436
純増減	△46,393	—	△46,393	△34,701	—	△34,701
うち債券						
残高による増減	3,474	—	3,474	3,225	—	3,225
利率による増減	△4,020	—	△4,020	△172	—	△172
純増減	△546	—	△546	3,053	—	3,053
うち借入金						
残高による増減	△26,079	—	△26,079	△22,606	—	△22,606
利率による増減	△24,433	—	△24,433	△18,790	—	△18,790
純増減	△50,513	—	△50,513	△41,396	—	△41,396

(注) 有価証券には、投資事業組合等有限責任組合又はそれに類する組合への出資で証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものは含んでおりません。買現先勘定は有価証券に含まれております。

⑥役務取引等収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	2,430	—	2,430	3,405	—	3,405
うち預金・貸出業務	1,856	—	1,856	1,769	—	1,769
役務取引等費用	54	—	54	65	—	65
うち為替業務	5	—	5	5	—	5
役務取引等利益	2,375	—	2,375	3,340	3,340	3,340

⑦その他業務収支の内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務利益	△1,732	—	△1,732	△2,025	—	△2,025
外国為替売買損益	0	—	0	△116	—	△116
国債等債券損益	—	—	—	—	—	—
その他	△1,733	—	△1,733	△1,909	—	△1,909

(5) 諸比率等

① 利鞘

(単位：%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
(1) 資金運用利回①	2.62	2.51
(イ) 貸出金利回	2.74	2.59
(ロ) 有価証券利回	0.26	0.47
(2) 資金調達原価②	2.51	2.40
(イ) 預金等利回	—	—
(ロ) 外部負債利回	2.30	2.17
総資金利鞘①－②	0.11	0.11

(注) 諸比率の算出式

$$\text{資金運用利回} = \frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{資金調達原価} = \frac{\text{資金調達費用} + \text{その他の業務費用} + \text{営業経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{貸出金利回} = \frac{\text{貸出金等利息}}{\text{貸出金等平均残高}} \times 100$$

② 利益率

(単位：%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
ROA 総資産業務純利益率(一般貸倒引当金繰入前)	0.51	0.52
総資産経常利益率	0.48	0.16
総資産当期純利益率	0.67	0.57
ROE 自己資本業務純利益率(一般貸倒引当金繰入前)	3.67	3.60
自己資本経常利益率	3.46	1.14
自己資本当期純利益率	4.77	3.90

③ 支払承諾の残高内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
種類	件数	金額	件数	金額
保証	55件	161,567	75件	334,965

④ 1店舗当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,170,293	1,104,223

⑤ 職員一人当たり貸出金

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
職員一人当たり貸出金	9,486	8,984

2. 開示債権と引当・保全の状況

資産自己査定、債権保全状況(平成19年3月期)(単体)

(単位: 億円)

債務者区分	金融再生法に 基づく 開示債権	非分類～Ⅱ分類		Ⅲ分類	(Ⅳ分類)	貸倒引当金	(参考) 引当金及び 担保・保証等によるカバー率	リスク 管理債権
破綻先 実質破綻先 95	破産更生債権 およびこれら に準ずる債権 95	全額担保・保証・引当金によりカバー 95 うち引当金 2		引当率100.0% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 218	496	100.0%	破綻先債権 75
破綻懸念先 621	危険債権 621	うち担保・保証・引当金によるカバー 621 うち引当金 493		引当率100.0% 引当金は 非分類に計上	(部分直接償却) 9		100.0%	延滞債権 640
要管理先債権 897	要管理債権 736	うち担保・保証 によるカバー 403	信用部分に 対する引当率 61.6%		(部分直接償却) 190	970	82.7%	3ヵ月以上 延滞債権及び 貸出条件緩和債権 736
要注意先 7,240	正常債権 123,937				債権残高に 対する引当率 8.6%			
正常先 116,535					債権残高に 対する引当率 0.1%			
債権残高合計 125,390	開示債権合計 125,390					貸倒引当金 合計 1,467	債権残高に 対する引当率 1.2%	リスク 管理債権 1,452

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先債権」は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。

3. 破綻懸念先のⅣ分類は、破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、各期末時点において債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部及び信用リスク管理部がこれを決定し、ALM及びリスク管理の総合的な意思決定機関であるALM委員会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条に基づく資産の査定は、当行の貸借対照表の貸付金及びその他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権(元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権であって、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」のいずれにも該当しないもの)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権であって、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヵ月以上延滞債権」のいずれにも該当しないもの)

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

「銀行法」に基づく資産の査定は、当行の貸借対照表の貸付金について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 破綻先債権
資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金
- 延滞債権
資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヵ月以上延滞債権」に該当しないもの

3. 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19,626	9,511
危険債権	96,426	62,120
要管理債権	89,301	73,652
小計	205,354	145,284
正常債権	12,881,146	12,393,730
合計	13,086,500	12,539,014

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
部分直接償却実施額	81,642	56,267

開示債権合計残高(末残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.1	0.1
危険債権	0.7	0.5
要管理債権	0.7	0.6
正常債権	98.4	98.8

保全状況

(単位:%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	80.3	82.7
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	100.0	100.0
要管理債権	60.3	61.6
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理先債権以外の要注意先債権	7.5	8.6
正常先債権	0.3	0.1

4. リスク管理債権の状況

リスク管理債権(部分直接償却実施後)(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破綻先債権	4,313	7,562
延滞債権	111,720	64,065
3ヵ月以上延滞債権	—	28
貸出条件緩和債権	89,301	73,624
合計	205,335	145,280

貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率(単体)

(単位:%)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
破綻先債権	0.0	0.1
延滞債権	0.9	0.5
3ヵ月以上延滞債権	0.0	0.0
貸出条件緩和債権	0.7	0.6
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	1.6	1.2

業種別リスク管理債権(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
製造業	7,706	8,258
農林漁業	80	51
鉱業	837	567
建設業	—	—
電気ガス水道業	550	559
運輸通信業	31,497	11,316
卸売・小売業	9,273	7,738
金融保険業	—	—
不動産業	87,151	63,470
サービス業	68,237	53,318
地方公共団体	—	—
合計	205,335	145,280

5. 自己資本比率について

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月期は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスクにおいて基礎的手法を採用しております。また、当行はマーケット・リスクを導入しておりません。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：百万円)

項目		前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
基本的項目(Tier1)	資本金	1,272,286	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	—	—
	利益剰余金	734,637	809,898
	連結子会社等の少数株主持分	4,103	4,208
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	△2,499
	その他有価証券の評価差損(△)	—	△63
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	2,011,027	2,083,829
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)		2,011,027	2,083,829
補完的項目(Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注1)	—	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,553	9,734
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	120,170	96,933
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 ^(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注3)	—	—
計		121,723	106,668
うち自己資本への算入額 (B)		121,723	106,668
控除項目	控除項目 ^(注4) (C)	—	18,897
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,132,751	2,171,601
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	12,959,488	9,965,414
	オフ・バランス取引等項目	290,169	1,340,323
	信用リスク・アセットの額 (E)	13,249,658	11,305,738
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	187,191
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	14,975
	※計((E)+(F)) (H)	13,249,658	11,492,929
連結自己資本比率(国際統一基準) = D/H × 100 (%)		16.09	18.90
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		15.18	18.13

(注) 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位: 百万円)

項目		前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
基本的項目 (Tier1)	資本金	1,272,286	1,272,286
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	その他資本剰余金	—	—
	準備金	1,068,918	—
	次期繰越利益	△333,921	—
	その他利益剰余金	—	810,164
	その他	—	—
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	対外流出予定額(△)	—	△2,499
	その他有価証券の評価差損(△)	—	△63
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
補完的項目 (Tier2)	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)	2,007,283	2,079,886
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	2,007,283	2,079,886
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^(注1)	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から		
	帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,530	9,672
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	120,170	97,049
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務 ^(注2)	—	—
リスク・アセット等	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^(注3)	—	—
	計	121,700	106,721
	うち自己資本への算入額 (B)	121,700	106,721
	控除項目 ^(注4) (C)	—	△18,897
	自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	2,128,983	2,167,710
	資産(オン・バランス)項目	12,955,968	9,648,449
	オフ・バランス取引等項目	290,169	1,462,147
	信用リスク・アセットの額 (E)	13,246,138	11,110,596
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	—	187,125
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	14,970
単体自己資本比率(国際統一基準) = D/H × 100 (%)	計((E) + (F)) (H)	13,246,138	11,297,722
		16.07	19.19
(参考) Tier1 比率 = A/H × 100 (%)		15.15	18.41

(注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第20条第1項第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

V. 自己資本充実の状況

自己資本比率は、銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下、「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について国際統一基準にて算出しております。

なお当行は本件情報開示の時点(平成19年7月現在)において、銀行法第十四条の二の適用を受けておりませんが、参考として自己資本比率告示に基づく自己資本比率を開示します。

自己資本比率計測にあたっては、信用リスクについて標準的手法を、オペレーショナル・リスクについては基礎的手法を採用しております。また、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っておらず、自己資本比率告示第四条及び第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額を計測にあたり不算入としております。

【1】自己資本比率の状況(連結)

第8事業年度 連結決算

定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項	当社の連結自己資本比率は、自己資本比率告示第三条又は第二十六条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号(以下「連結財務諸表規則」という。))に基づき連結の範囲に含まれる会社に相違点はありません。連結グループのうち、連結子会社は9社であり、新規事業投資(株)(未公開ベンチャー企業への投資)、DBJクレジットライン(株)(信託受益権の取得、信託の運用委託及び指図等)等です。 自己資本比率告示第九条又は第三十二条が適用される金融業務を営む関連法人、同告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。)第十六条の二第一項第十一号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第十二号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社は、いずれも存在しません。 連結グループにおいて自己資本不足にある会社はなく、現状では、資金及び自己資本の移動に制限等特段行っておりません。
2. 自己資本調達手段の概要	自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。
3. 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、これらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。
4. 信用リスクに関する事項	イ. リスク管理の方針及び手続の概要 融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が被る損失を信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。 ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。 (株) 格付投資情報センター(R&I)、(株) 日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。
5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	担保は原則として徴求するものとしており、担保徴求に際しては、担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡等の観点から有効性を判断しております。 担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しています。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率公示第一条第四十七号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評価制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。

また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。

ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行は標準的手法を採用しております。

ハ. 証券化取引に関する会計方針

証券化取引について、資産売却あるいは資金調達等については、実際の入出金等が現実化した時点で会計上認識しております。

ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

8. マーケット・リスクに関する事項

当行は自己資本比率告示第四条に該当するため、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。

9. オペレーショナル・リスクに関する項目

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しております。

当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。

当行は、各部店にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。

また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行は基礎的手法を採用しております。

10. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、投資先の収益・財務状況の悪化や市場環境の変化等により、投資価値が減少ないし消滅し、当行が被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。

11. 銀行勘定における金利
リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としては、Earning at Risk (EaR)を用いて金利変動による将来の損益分布をシミュレーションするとともに、Value at Risk (VaR)やバーゼルⅡのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。

(*)下欄「ロ」の②及び③の計測手法

定期的にVaRや200bpValueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の視点に基づいて金利リスクを算定しております。

<経済的価値の視点>

① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.0%、ヒストリカル法により計測

② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値

③ 200bpValue (ベシス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測

(②及び③は、バーゼルⅡにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)

<損益の視点>

EaR：将来の資産・負債構成等に一定の前提を置いた上で、将来の金利変動により期間損益がどのように分布するかを計測

定量的な開示事項

1. 自己資本比率告示第八条第一項第二号イからハまで又は第三十一条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
該当ありません。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度末	平成18年度末
少数株主持分	4,103	4,208
資本金	1,272,286	1,272,286
利益剰余金	734,637	809,898
その他	—	△2,563
基本的項目合計	2,011,027	2,083,829
自己資本比率告示第六条又は第二十九条に定める補完的項目及び 同告示第七条又は第三十条に定める準補完的項目の合計額		106,668
自己資本比率告示第八条又は第三十一条に定める控除項目の額		18,897
		(控除項目の額は、全て同告示 第二百四十七条第一号の「自 己資本控除とされる証券化エ クスポーチャー」に該当するも のです)

3. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計		923,356
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		859,455
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け		0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー		11,872
(iii) 法人等向けエクスポージャー		712,046
(iv) 出資等のエクスポージャー		130,619
(v) その他エクスポージャー		4,917
② 証券化エクスポージャー		63,901
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額		—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		14,975
ニ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)		938,331
ホ. 連結自己資本比率及び連結における基本的項目比率		自己資本比率 18.90% 基本的項目比率18.13%

4. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
貸出金		11,884,802
出資		238,364
コミットメント・支払承諾見返		560,065
債券(国債・公募債)		225,676
その他		417,196
総計		13,326,104

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
国内合計		13,294,157
国外合計		31,947

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
製造業		2,430,120
農林水産業		1,570
鉱業		29,079
建設業		18,672
卸売・小売業		614,060
金融保険業		753,473
不動産業		1,084,019
運輸通信業		4,544,855
電気・ガス・水道業		2,515,177
サービス業		1,009,150
その他		325,924

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
5年以下		2,913,063
5年超10年以下		4,962,861
10年超15年以下		3,431,991
15年超		1,395,425
期間のないもの		622,763

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額（信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額）

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
リスク・ウェイト 0%		122,473
同 20%		3,062,781
同 50%		1,966,766
同 100%		7,255,393
同 150%		503,809
同 その他		418,879
自己資本控除		18,897

5. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
適格金融資産担保		218,389
保証又はクレジット・デリバティブ		1,908,266

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額		85,697
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		金利関連取引 47,611
		外国為替関連取引 25,673
		ネットティングによる与信 相当額の削減額 33,010
		クレジット・デフォルト・ スワップ提供 697,777
与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額		732,777
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額		

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があります。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		114,568
事業用不動産向け貸付		164,092
その他(債権等)		727,604

(注) 当行の証券化エクスポージャーは、クレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その大部分が内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第一条第四十七号)に該当していることから、自己資本比率告示における特定貸付債権の分類(同告示第一条第四十三号～四十六号、四十九号)を当該項目(1)及び後掲(3)における原資産の分類に適用しております。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

		平成17年度	平成18年度
リスク・ウェイト	20%以下		残高 706,777
			所要自己資本額 11,308
同上	20%超100%以下		残高 268,510
			所要自己資本額 20,531
同上	100%超		残高 30,975
			所要自己資本額 13,164

(注) 自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用した証券化エクスポージャーについては、経過措置の規定に則り個々のエクスポージャーごとにリスク・ウェイトを算出しております。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		4,770
事業用不動産向け貸付		14,127

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
信用リスク・アセット額		88,083

8. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第四条に該当するため、マーケット・リスク相当額を第二条の算式に算入していないため、該当ありません。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
イ. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額		
(1) 上場株式等エクスポージャー		28,670
それ以外の出資等又は株式等エクスポージャー		317,486
(2) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券		89,383
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額		1,509
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額		47,713
ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額		21,539

(注1) 海外営業拠点は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

10. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

当行は信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

11. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成17年度	平成18年度
金利ショックに対する経済的価値の増減額		保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 894億円

【2】自己資本比率の状況(単体)

第8事業年度 単体決算

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要	自己資本については、日本国政府からの全額出資となっています。
2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスクを計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。
3. 信用リスクに関する事項	イ. リスク管理の方針及び手続の概要 融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が被る損失を信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。 ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 当行では、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。 (株) 格付投資情報センター (R&I)、(株) 日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)。
4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	担保は原則として徴求するものとしており、担保徴求に際しては、担保物件の処分により改修が確実と見込まれる金額の多寡等の観点から有効性を判断しております。 担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しています。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	イ. リスク管理の方針及び手続の概要 当行が保有している証券化エクスポージャーはクレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権(自己資本比率告示第一条第四十七号)」に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評価制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。 また、当行は主に投資家として証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。 ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称 当行は標準的手法を採用しております。 ハ. 証券化取引に関する会計方針 証券化取引について、資産売却あるいは資金調達等については、実際の入出金等が現実化した時点で会計上認識しております。 ニ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。 (株) 格付投資情報センター (R&I)、(株) 日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)。

7. マーケット・リスクに関する事項

当行は自己資本比率告示第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額に係る額を算入していないため、該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する項目

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外性の事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しております。

当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。

当行は、各部門にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。

また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行は基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当行では、投資先の収益・財務状況の悪化や市場環境の変化等により、投資価値が減少ないし消滅し、当行が被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としては、Earning at Risk (EaR)を用いて金利変動による将来の損益分布をシミュレーションするとともに、Value at Risk (VaR)やバーゼルⅡのいわゆる「標準化された金利ショック」(*)を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。

(*)下欄「ロ」の②及び③の計測手法

定期的にVaRや200bp Valueと自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の視点に基づいて金利リスクを算定しております。

<経済的価値の視点>

- ① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.0%、ヒストリカル法により計測
 - ② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値
 - ③ 200bp Value (ベイス・ポイント・バリュー)：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測
- (②及び③は、バーゼルⅡにおけるいわゆる「標準化された金利ショック」の手法に該当しております。)

<損益の視点>

EaR：将来の資産・負債構成等に一定の前提を置いた上で、将来の金利変動により期間損益がどのように分布するかを計測

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度末	平成18年度末
資本金	1,272,286	1,272,286
その他利益剰余金	—	810,163
その他	734,997	△2,563
基本的項目合計	2,007,283	2,079,886
自己資本比率告示第十八条又は第四十一条に定める補完的項目及び 同告示第十九条又は第四十二条に定める準補完的項目の合計額		106,721
自己資本比率告示第二十条又は第四十三条に定める控除項目の額		18,897
		(控除項目の額は、全て同告示第二百四十七条第一号の「自己資本控除とされる証券化エクスポージャー」に該当するものです)

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計		907,744
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		851,004
(i) 日本国政府・地方公共団体等向け		0
(ii) 金融機関向けエクスポージャー		10,866
(iii) 法人等向けエクスポージャー		724,898
(iv) 出資等のエクスポージャー		110,728
(v) その他エクスポージャー		4,510
② 証券化エクスポージャー		56,740
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額		—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額		14,970
二. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)		922,714
ホ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率		自己資本比率 19.19% 基本的項目比率18.41%

3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
貸出金		11,927,864
出資		215,591
コミットメント・支払承諾見返		573,002
債券(国債・社債等)		176,676
その他		392,896
総計		13,286,031

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
国内合計		13,255,087
国外合計		30,943

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
製造業		2,430,120
農林水産業		1,570
鉱業		29,079
建設業		18,672
卸売・小売業		614,060
金融保険業		791,993
不動産業		1,084,019
運輸通信業		4,544,855
電気・ガス・水道業		2,515,177
サービス業		1,009,150
その他		247,330

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
5年以下		2,928,063
5年超10年以下		4,969,460
10年超15年以下		3,443,391
15年超		1,395,425
期間のないもの		549,690

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額（信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額）

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
リスク・ウェイト 0%		122,473
同 20%		3,062,781
同 50%		1,966,766
同 100%		7,281,455
同 150%		503,809
同 その他		348,743
自己資本控除		18,897

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
適格金融資産担保		218,389
保証又はクレジット・デリバティブ		1,908,266

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額		85,697
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		金利関連取引 47,611
		外国為替関連取引 25,673
		ネットティングによる与信 相当額の削減額 33,010
与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額		クレジット・デフォルト・ スワップ提供 697,777
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いている クレジット・デリバティブの想定元本額		732,777

(注1)派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2)与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおり、別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があります。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		114,568
事業用不動産向け貸付		164,092
その他(債権等)		697,777

(注)当行の証券化エクスポージャーは、クレジット・デリバティブに該当するものを除けば、その大部分が内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第一条第四十七号)に該当していることから、自己資本比率告示における特定貸付債権の分類(同告示第一条第四十三号～四十六号、四十九号)を当該項目(1)及び後掲(3)における原資産の分類に適用しております。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
リスク・ウェイト 20%以下		残高 706,777
		所要自己資本額 11,308
同上 20%超100%以下		残高 244,900
		所要自己資本額 19,587
同上 100%超		残高 24,759
		所要自己資本額 6,947

(注)自己資本比率告示附則第十五条の経過措置を適用した証券化エクスポージャーについては、経過措置の規定に則り個々のエクスポージャーごとにリスク・ウェイトを算出しております。

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
プロジェクト・ファイナンス		4,770
事業用不動産向け貸付		14,127

(4) 自己資本比率告示附則第十五条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
信用リスク・アセット額		88,083

7. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第十六条に該当するため、マーケット・リスク相当額を第十四条の算式に算入していないため、該当ありません。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額		
(1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー		28,670
(2) 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー		293,654
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額		777
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額		47,713
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額		21,493

(注1) 海外営業拠点は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額は、ありません。

9. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー

当行は信用リスクの算出方法として標準的手法を採用しているため、該当ありません。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成17年度	平成18年度
金利ショックに対する経済的価値の増減額		保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 894億円

特殊法人等会計処理基準準拠決算

決算状況	138
財務諸表	138
貸借対照表	138
損益計算書	139
財産目録	140
重要な会計方針等	141

I. 決算状況

第8事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の財政状態及び損益状況の概要は次の通りです。

・財政状態

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では貸付金12兆1,974億円、出資金2,914億円に対し、負債・資本勘定では借入金7兆8,476億円、債券2兆6,739億円のほか資本金1兆2,722億円等です。

・損益状況及び利益金処分

当年度中の利益は	利益金	3,885億円
	損失金	3,494億円
	差引利益金	390億円

で、利益金のうち主なものは、貸付金利息の受入3,273億円であり、一方、損失金の過半を占めるのは借入金利息の支払1,922億円です。当年度利益金については、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項の規定に基づき、365億円を準備金として積み立てました。

II. 財務諸表

当行の財務諸表(特殊法人等会計処理基準準拠)は、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定に基づき、財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「特殊法人等会計処理基準」に準拠して作成し、みすず監査法人(旧中央青山監査法人)の監査証明を受けております。

第8事業年度末貸借対照表

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
貸付金	12,197,441	借入金	7,847,646
貸付金	12,130,302	財政融資資金借入金	7,519,403
直接貸付金	12,129,386	簡易生命保険資金借入金	58,900
代理貸付金	915	産業投資借入金	269,342
外貨貸付金	67,138	寄託金	15,289
出資金	291,470	債券	2,673,964
有価証券	406,533	未払費用	37,456
国債	344,731	未払借入金利息	30,903
社債	53,776	未払寄託金利息	93
その他の証券	8,025	未払債券利息	6,456
現金預け金	33,979	その他未払費用	1
現金	3	雑勘定	21,219
預け金	33,975	貸付償還金	517
未収収益	49,162	仮受金	1,118
未収貸付金利息	48,569	前受収益	19,546
未収保証料	75	その他雑勘定	37
未収有価証券利息	517	支払承諾	334,993
雑勘定	1,679	(負債合計)	10,930,569
仮払金	100	資本金	1,272,286
保証金等	382	準備金	1,076,594
概算納付金	1,179	当年度利益金	39,092
その他雑勘定	17	(資本合計)	2,387,972
動産不動産	35,920		
営業用土地建物動産	35,920		
繰延勘定	3,951		
債券発行差金	3,951		
支払承諾見返	334,993		
貸倒引当金	△ 36,592		
資産合計	13,318,541	負債・資本合計	13,318,541

第8事業年度損益計算書

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(単位：百万円)

損 失		利 益	
科目	金額	科目	金額
経常費用	349,464	経常収益	388,556
借入金利息	192,258	貸付金利息	327,345
財政融資資金借入金利息	190,458	貸付金利息	325,661
簡易生命保険資金借入金利息	1,799	直接貸付金利息	325,644
寄託金利息	411	代理貸付金利息	17
債券利息	43,441	外貨貸付金利息	1,684
短期借入金利息	27	保証料	812
支払雑利息	279	有価証券利息	2,047
事務費	26,140	受取配当金	255
動産不動産減価償却費	789	預け金利息	79
支払手数料	14	受入雑利息	484
外国為替損	0	受入手数料	2,713
出資金処分損	72	外国為替益	18
貸付金償却	43,331	有価証券益	705
出資金償却	2,140	償却債権取立益	62
債券発行差金償却	456	雑益	15,126
債券発行費償却	1,521	貸倒引当金戻入	38,904
雑損	1,987		
貸倒引当金繰入	36,592		
当年度利益金	39,092		
合計	388,556	合計	388,556

(注) 当年度利益金39,092百万円のうち、36,592百万円は日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第1項及び同法施行令(平成11年政令第271号)第3条の規定により準備金として積み立て、2,499百万円は同法第41条第3項の規定により国庫に納付することとする。

第8事業年度末財産目録

平成19年3月31日現在

(単位：百万円)

科目	金額	備考			
貸付金	12,197,441	13,727口			
貸付金	12,130,302	13,690口			
直接貸付金	12,129,386	13,684口			
代理貸付金	915	6口			
外貨貸付金	67,138	37口			
出資金	291,470	802口			
有価証券	406,533				
国債	344,731	銘柄	額面	帳簿価額	
		政府短期証券	1口	12,020百万円	
		利付国庫債券(2・5・10年)	33口	329,820百万円	
社債	53,776		35口		
その他の証券	8,025	債務担保証券	2口	8,000百万円	
		新株引受権行使により取得した株式	2口	25百万円	
		新株予約権証券	1口	0百万円	
現金預け金	33,979				
現金	3				
預け金	33,975	当座預け金	日本銀行外 23行	16,210百万円	
		普通預け金	三井住友銀行外 1行	17,765百万円	
未収収益	49,162				
未収貸付金利息	48,569	期末現在における既経過未収貸付金利息			
未収保証料	75	期末現在における既経過未収保証料			
未収有価証券利息	517	期末現在における既経過未収有価証券利息			
雑勘定	1,679				
仮払金	100	25口			
保証金等	382	73口 業務用建物の賃借に係る敷金・保証金等の支出金			
概算納付金	1,179	国庫への下半期概算納付金			
その他雑勘定	17	98口			
動産不動産	35,920				
営業用土地建物動産	35,920	土地	88箇所 43,966㎡の65% 及び 131,600㎡	20,414百万円	
		建物	204棟 延2,242㎡の95% 及び延106,183㎡	15,206百万円	
			延846㎡の65%		
		什器	1,945点	296百万円	
		一括償却資産	135点	2百万円	
		権利金等	2口	0百万円	
繰延勘定	3,951				
債券発行差金	3,951	債券の額面金額と売渡価額との差額			
支払承諾見返	334,993	支払保証	75件		
貸倒引当金	△ 36,592				
計	13,318,541				

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	移動平均法による原価法によっている。
2. 動産不動産の減価償却方法	法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。 動産不動産 20,436百万円
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000である。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 消費税の会計処理方法 税込方式によっている。 (2) 繰延勘定の処理方法 債券発行費 日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、発生した期に全額償却している。 債券発行差金 日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、債券の平均年限に相当する期間(4、5、6、7、10、12、15、20又は30年間)内で均等償却している。 (3) 延滞債権額 貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、17,841百万円となっている。 (4) クレジットデリバティブ取引 クレジットデリバティブ取引を活用した債務負担行為を行っており、当該取引にかかる信用リスクの引受取引の契約額は697,877百万円、信用リスクの引渡取引の契約額は614,827百万円となっている。

参考：特殊法人会計／企業会計の差異説明

日本政策投資銀行法に基づく財務諸表(特殊法人会計基準ベース)と財務諸表等規則に基づいて作成した財務諸表(企業会計基準ベース)の間には以下の相違があります。

項目	特殊法人会計基準ベース	企業会計基準ベース
資産自己査定・ 実質引当	(貸付金) 日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき平成11年大蔵省告示第284号第16条に規定された貸倒引当金(期末貸付金残高の3/1000上限)を計上。	(貸付金) 金融庁作成による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(以下「金融検査マニュアル」という。)に準じた債務者区分、債権分類を行い、部分直接償却を含め所要の引当金を計上。
	(出資金) 引当制度無し。	(株式) 貸出金と同様、「金融検査マニュアル」に準じ、一部減損を含め所要の投資損失引当金を計上。
退職給付会計	退職給付引当制度無し。 (予算単年度主義)	退職給付会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に準じ、退職給付債務及び年金資産の額に基づいて要引当額を計算し、数理計算上の差異を含め全額を計上。
金融商品時価評価、 その他	時価評価未対応	金融商品会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))に従い、保有有価証券の一部を時価評価。 金利スワップ取引に対するヘッジ会計の適用。 外貨建取引会計基準(「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))に従い、外貨建資産の一部を期末為替レートで計上。外貨貸付・外国債発行に係る通貨スワップには振当処理を適用。 その他、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて計算。(経費支出に係る未払・前払補正等)